契約に係る指名停止等に関する申立書

令和　　年　　月　　日

秋田県農業共済組合
組合長理事　齋藤　実　様

所在地
名　称
代表者　　㊞

当社は、貴殿発注の物品契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から物品契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

（注２）「指名停止の措置等」の「等」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令であって、他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた事案と同一事案に関するものをいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。